



愛媛県報

平成15年 2月25日火曜日 第1434号

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

| | |
|-------------------------------|-----|
| 特約業者の指定の取消し..... | 165 |
| 新たに生じた土地の確認（岩城村）（2件）..... | 165 |
| 字の新設（新居浜市）..... | 165 |
| 字の区域の変更（今治市）..... | 165 |
| 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... | 166 |
| 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... | 166 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）..... | 166 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... | 167 |
| 土地改良事業の計画の変更の認可..... | 167 |
| 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）..... | 167 |
| 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... | 168 |
| 土地改良区の解散..... | 168 |
| 町営土地改良事業の施行の同意（6件）..... | 168 |
| 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 169 |
| 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 169 |
| 市営土地改良事業の換地処分..... | 169 |
| 解除予定保安林..... | 169 |
| 道路の区域変更（県道高知伊予三島線）..... | 169 |
| 道路の供用開始（県道高知伊予三島線外）..... | 169 |
| 道路の区域変更（県道中山双海線）..... | 170 |
| 道路の区域変更（県道宇和三瓶線）..... | 170 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 170 |
| 道路の区域変更（県道網代島越線）..... | 171 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 171 |
| 道路の区域変更（県道猿鳴平城線）..... | 171 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 171 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 172 |

告 示

○愛媛県告示第 385 号

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取消年月日 |
|----------------|------------------|------------|
| 上 田 功 三 | 喜多郡長浜町大字白滝甲197-7 | 平成15年1月31日 |

○愛媛県告示第 386 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、岩城村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、岩城村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 新たに生じた土地の所在 | 面積 (平方メートル) |
|------------------------------|----------------|
| 岩城村5394、5394の3、5395及び5398の地先 | 11 218.80 |

○愛媛県告示第 387 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、岩城村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、岩城村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 新たに生じた土地の所在 | 面積 (平方メートル) |
|--------------|----------------|
| 岩城村5356の3の地先 | 134.82 |

○愛媛県告示第 388 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、新居浜市長から次のとおり字の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成15年 4月 1 日から効力を生ずる。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 字の名称 | 左記の区域に該当する区域 | 摘 要 |
|------|--------------|-----|
| 別子山 | 別子山村の区域 | |

○愛媛県告示第 389 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 字の名称 | 左記の区域に編入する区域 | | | 摘 要 |
|------|--------------|-----|---------------|-----|
| | 字 名 | 地 番 | | |
| 阿方 | 字中屋 阿方 | 字西川 | 甲905及び甲906の14 | |

○愛媛県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 指定年月日 |
|------------------|------------------|-----------------------|-----------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 医療法人 松本整形外科 | 西条市神拝甲498番地の2 | 松本整形外科医院 | 西条市神拝甲498番地の2 | 平成14.12.1 |
| 井戸英司 | 今治市蔵敷町一丁目15の5 | 井戸内科・消化器科 | 今治市蔵敷町一丁目15の6 | 平成15.1.1 |
| 有限会社 唐子浜介護センター | 今治市東村三丁目1番38 | 有限会社 唐子浜介護センター | 今治市東村三丁目1番38 | 平成15.2.1 |
| 株式会社 トーカイ | 香川県高松市鶴市町2025番地3 | 株式会社 トーカイ 新居浜営業所 | 新居浜市上泉町11番40号 | 平成15.1.1 |
| 有限会社 ウイズ・ケイ | 東予市桑村456番地 | グループホームあんど | 東予市桑村456番地 | 平成15.2.3 |
| 株式会社 コムスン | 東京都港区六本木四丁目8番5号 | 株式会社 コムスン にいはまケアセンター | 新居浜市宮西町4-4 | 平成15.2.1 |
| 有限会社 わかばケアサービス | 伊予三島市宮川一丁目6番10号 | 有限会社 わかばケアサービス | 伊予三島市宮川一丁目6番10号 | 平成14.10.1 |
| 株式会社 トーカイ | 香川県高松市鶴市町2025番地3 | 株式会社 トーカイ 福祉用具貸与今治出張所 | 今治市桜井二丁目甲1582-1 | 平成15.2.7 |
| 有限会社 ゆうかの里 | 北条市辻922番地3 | グループホームゆうかの里 | 北条市辻922番地3 | 平成15.2.10 |

○愛媛県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護支援事業を行う事業所 | | 指定年月日 |
|--------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 柳谷村 | 上浮穴郡柳谷村柳井川923番地 | 柳谷村指定居宅介護支援事業所 | 上浮穴郡柳谷村柳井川846番地 | 平成14.11.1 |
| 社会福祉法人 玉川町社会福祉協議会 | 越智郡玉川町大野甲95番地 | 社会福祉法人 玉川町社会福祉協議会 | 越智郡玉川町大野甲95番地 | 平成15.1.23 |
| 有限会社 わかばケアサービス | 伊予三島市宮川一丁目6番10号 | 有限会社 わかばケアサービス | 伊予三島市宮川一丁目6番10号 | 平成14.10.1 |

○愛媛県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅の称） 介護事業者 の 名 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|-------------------------------|-------------|--------------------|-------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 医療法人 明成会 | 今治市桜井二丁目3-1 | (変更後) 秋山整形外科・歯科 | 今治市桜井二丁目3-1 | 平成14.12.16 |
| | | (変更前) 秋山整形外科 | | |

○愛媛県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅の称） 介護事業者 の 名 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|-------------------------------|--------------------------|--------------------|--------------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 有限会社 ケアサポートゆずりは | (変更後) 宇和島市祝森甲3081番地47 | 有限会社 ケアサポートゆずりは | (変更後) 宇和島市祝森甲3081番地47 | 平成15.1.16 |
| | (変更前) 宇和島市祝森甲1210番地1 | | (変更前) 宇和島市祝森甲1210番地1 | |

○愛媛県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅の称） 介護事業者 の 名 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る居宅介護事業を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|-------------------------------|----------------|-------------------|----------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 西本正勝 | 八幡浜市千代田町1458-1 | 西本医院 | 八幡浜市千代田町1458番地 | 平成15.1.18 |

○愛媛県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市志津川町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成15年2月14日認可した。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第396号

東予市三芳土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・六反地上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんが

い排水）・六反地上地区）計画書の写し

- (2) 東予市三芳土地改良区定款の写し

- 2 縦覧期間

平成15年2月26日から3月26日まで

- 3 縦覧場所

東予市役所

○愛媛県告示第397号

吉井土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・石田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・石田地区）計画書の写し

- (2) 吉井土地改良区定款の写し

- 2 縦覧期間

平成15年 2月26日から 3月26日まで

- 3 縦覧場所
東予市役所

○愛媛県告示第 398 号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田野上方地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田野上方地区）計画書の写し
(2) 丹原町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 2月26日から 3月26日まで
- 3 縦覧場所
丹原町役場

○愛媛県告示第 399 号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・光下田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・光下田地区）計画書の写し
(2) 丹原町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 2月26日から 3月26日まで
- 3 縦覧場所
丹原町役場

○愛媛県告示第 400 号

伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大町中地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大町中地区）変更計画書の写し
(2) 伊予三島市豊岡町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成15年 2月26日から 3月26日まで

- 3 縦覧場所
伊予三島市役所

○愛媛県告示第 401 号

南宇和郡御荘町土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、平成15年 2月17日解散した。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 402 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、小田町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・七津地区）の施行に平成15年 2月13日同意した。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 403 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、小田町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中田渡地区）の施行に平成15年 2月13日同意した。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 404 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上成高中地区）の施行に平成15年 2月14日同意した。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 405 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・半代川地区）の施行に平成15年 2月14日同意した。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 406 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上久保地区）の施行に平成15年 2月14日同意した。

平成15年 2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 407 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮下支線地区）の施行に平成15年2月14日同意した。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 408 号

波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・御城谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・御城谷地区）計画書の写し
 - (2) 波方町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年2月26日から3月26日まで
- 3 縦覧場所
波方町役場

○愛媛県告示第 409 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・尾股地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

○愛媛県告示第 412 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|---------|-----------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 高知伊予三島線 | 宇摩郡別子山村字瓜生野乙638番 1 地先 | 旧 | メートル 2.6～16.1 | キロメートル 0.132 | |
| | | | 新 | 9.1～19.4 | 0.135 | |

○愛媛県告示第 413 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成15年2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・尾股地区）計画書の写し
 - (2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年2月26日から3月26日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第 410 号

平成15年2月17日今治市営基盤整備促進事業阿方地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 411 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡城辺町僧都 849 の 4、849 の 5、850 の 4 から 850 の 6 まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|--|------------|
| 県 道 | 高知伊予三島線 | 宇摩郡別子山村字瓜生野乙638番1地先 | 平成15年3月27日 |
| " | " | 宇摩郡別子山村字筏津乙500番17地先から 同字乙497番17地先まで | 平成15年2月25日 |
| " | 新居浜別子山線 | 宇摩郡別子山村字弟地乙551番1地先から 同字乙550番8まで | " |
| " | " | 宇摩郡別子山村字筏津乙500番47地先から 同字乙500番18地先まで | 平成15年3月27日 |

○愛媛県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|-------------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 中山双海線 | 伊予郡中山町大字佐礼谷丙375番4から 同大字丙390番2まで | 旧 | メートル 19.0～27.5 | キロメートル 0.135 | |
| | | | 新 | 24.5～37.5 | 0.135 | |
| " | " | 伊予郡中山町大字佐礼谷丙390番2から 同大字丙391番2まで | 旧 | 16.0～31.5 | 0.056 | |
| | | | 新 | 22.3～31.5 | 0.056 | |
| " | " | 伊予郡中山町大字佐礼谷丙391番10から 同大字丙397番6まで | 旧 | 19.5～36.0 | 0.206 | |
| | | | 新 | 19.0～41.5 | 0.206 | |
| " | " | 伊予郡中山町大字佐礼谷丙398番2から 同大字丙408番5まで | 旧 | 9.0～25.5 | 0.079 | |
| | | | 新 | 9.0～33.0 | 0.073 | |

○愛媛県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|-------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 宇和三瓶線 | 東宇和郡宇和町大字西山田2327番2から 同大字2707番2まで | 旧 | メートル 4.2～12.1 | キロメートル 0.356 | |
| | | | 新 | 7.4～18.4 | 0.356 | |

○愛媛県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|-------------------------------------|------------|
| 県 道 | 宇和三瓶線 | 東宇和郡宇和町大字西山田2327番2から 同大字2707番2まで | 平成15年2月25日 |

○愛媛県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|-------------------------------|----------|----------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 網代鳥越線 | 南宇和郡内海村油袋17番5から 同村油袋23番3まで | 旧 | メートル 6.5~36.8 | キロメートル 0.090 | |
| | | | 新 | 6.5~36.8 6.5~43.5 | 0.090 0.065 | |
| " | " | 南宇和郡内海村油袋23番3から 同村油袋28番2まで | 旧 | 5.5~26.8 | 0.160 | |
| | | | 新 | 7.0~80.8 | 0.105 | |

○愛媛県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|-------------------------------|------------|
| 県 道 | 網代鳥越線 | 南宇和郡内海村油袋17番5から 同村油袋28番2まで | 平成15年2月25日 |

○愛媛県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------------|----------|-----------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 猿鳴平城線 | 南宇和郡御荘町中浦1814番2地先から 同町中浦1802番4地先まで | 旧 | メートル 6.0~26.0 | キロメートル 0.197 | |
| | | | 新 | 6.0~26.0 6.0~105.3 | 0.197 0.123 | |
| " | " | 南宇和郡御荘町中浦1802番4地先から 同町中浦1757番2地先まで | 旧 | 3.0~13.5 | 0.364 | |
| | | | 新 | 9.0~50.0 | 0.315 | |

○愛媛県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---------------------------------------|------------|
| 県道 | 猿鳴平城線 | 南宇和郡御荘町中浦1814番2地先から 同町中浦1757番2地先まで | 平成15年2月25日 |

○愛媛県告示第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年2月25日

愛媛県知事 加戸守行

| 検査済証の番号 及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|----------------------------|-------------------------------|--|
| 松局伊土検（開）第58号 平成15年2月7日 | 伊予郡松前町大字西古泉字金子105番2 | 伊予郡松前町大字浜229番地4 コーポヤマキB31号 山下 武 |
| 西局丹土（開）第29号 平成15年2月10日 | 東予市喜多台107番10及び108番7 | 周桑郡丹原町大字願連寺206番地1 大西 修平 |
| 松局伊土検（開）第59号 平成15年2月10日 | 伊予郡松前町大字筒井字樋ノ口876番11 | 東京都港区白金五丁目12番7号 株式会社 アイバード 代表取締役 鳥山 高行 |
| 西局丹土（開）第30号 平成15年2月13日 | 周桑郡丹原町大字長野1086番6 | 今治市小泉五丁目12番2号 青野 卓哉 |